

新入生 各位

保証人 各位

文教大学

高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金及び授業料等減免） を申請した場合の学納金について

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料及び入学金の減免並びに日本学生支援機構給付奨学金（高等教育の修学支援新制度、以下「修学支援制度」）の手続方法及び認定された場合の学納金については、下記のとおり取り扱います。




記

1. 本学入学前に日本学生支援機構の給付奨学金の予約採用候補者に決定している方

(1) 手続方法

まずは、大学進学後の奨学金手続き（採用候補者決定通知書の提出および進学届の入力）を必ず行ってください。手続きを怠った場合、正式な採用とはならず、候補者としての資格を喪失します。

進学後の奨学金手続きについてのご案内は、各校舎担当課ホームページで確認してください。手続きを完了した学生にのみ、授業料等減免申請書の提出についてご案内します（給付奨学金と授業料減免はセットとなりますので、一方のみの申請は原則受け付けておりません）。

所属	奨学金担当部署／ホームページ URL	ホームページ QR コード
教育学部・人間科学部・文学部	越谷学生課 https://www.koshigaya.bunkyo.ac.jp/koshigak/news/6183	
情報学部・健康栄養学部	湘南教育支援課 https://open.shonan.bunkyo.ac.jp/kyomu/news/14224	
国際学部・経営学部	東京あだち教育支援課 https://open.shonan.bunkyo.ac.jp/kyomu-t/?p=15521	

※大学進学後の手続きをしない場合は、採用が取り消されますので注意してください。

(2) 還付予定

修学支援制度に採用となった（減免対象と認定された）場合、授業料の納入状況によって、下記のとおり還付します。※還付口座は日本学生支援機構給付奨学金の口座とします。

①今年度の授業料を全額（1期＋2期）納入した場合

- ・1期の減免金額は、入学金の減免金額と合わせ、2022年9月以降に還付します。
- ・2期の減免金額は、2023年2月以降に還付します。

②1期分のみ授業料を納入した場合




- ・1期の減免金額は、入学金の減免金額と合わせ、2022年9月以降に還付します。
- ・2期の授業料は、入学手続き時に1期分のみ授業料を納入した場合は2022年7月頃に2期授業料の振込用紙を保証人宛に発送いたしますので2022年9月30日までに納入してください。その後、減免金額が確定した後、2023年2月以降に還付します。

2. これから日本学生支援機構給付奨学金に申請する方

(1) 手続方法

大学入学前に日本学生支援機構給付奨学金を申請していない方は、まずは必ず日本学生支援機構の給付奨学金に申請を行ってください（給付奨学金と授業料等減免はセットの為、一方のみの申請は原則受け付けておりません。授業料等減免のみ希望の場合、奨学金には申請いただいた上で奨学金振込停止を届出ることになります）。

給付奨学金の申請手続き後、授業料等減免申請書をご提出いただきます。給付奨学金の新規申込に関するご案内は、各校舎担当課ホームページを確認してください。

所属	奨学金担当部署／ホームページ URL	ホームページ QR コード
教育学部・人間科学部・文学部	越谷学生課 https://www.koshigaya.bunkyo.ac.jp/koshigak/news/6186	
情報学部・健康栄養学部	湘南教育支援課 https://open.shonan.bunkyo.ac.jp/kyomu/news/14221	
国際学部・経営学部	東京あだち教育支援課 https://open.shonan.bunkyo.ac.jp/kyomu-t/?p=15523	

(2) 還付予定

修学支援制度に採用となった（減免対象と認定された）場合、授業料の納入状況によって、下記のとおり還付します。※還付口座は日本学生支援機構給付奨学金の口座とします。

①今年度の授業料を全額（1期＋2期）納入した場合

- ・1期の減免金額は、入学金の減免金額と合わせ、2022年9月以降に還付します。
- ・2期の減免金額は、2023年2月以降に還付します。

②1期分のみ授業料を納入した場合

- ・1期の減免金額は、入学金の減免金額と合わせ、2022年9月以降に還付します。
- ・2期の授業料は、入学手続き時に1期分のみ授業料を納入した場合は2022年7月頃に2期授業料の振込用紙を保証人宛に発送いたしますので2022年9月30日までに納入してください。その後、減免金額が確定した後、2023年2月以降に還付します。

3. 延納について

2期授業料について、所定の手続を行うことで、授業料の納入期限を延期することが可能です。手続方法及び延納期限等の詳細については、学納金振込用紙送付時に同封の『学納金振込用紙の送付について』を参照してください。なお、延納の手続きをした場合でも、学納金を納入していただいた後、減免金額の還付となります。

※延納期限は毎年度異なりますので、該当年度に必ずご確認ください。

4. その他

- ・支援区分の変更により、1期と2期の減免金額が変更になることがあります。
- ・還付時期は現在の予定であり、変更となる場合があります。